

認定事業場制度のしおり

資格制度と施設等の基準の適合証明制度

- ① 船舶電気艀装工事事業場
- ② GMDSS設備サービス・ステーション
- ③ 航海用レーダー等装備・整備事業場

2022（令和4）年3月

一般社団法人 日本船舶電装協会

改訂履歴

- | | |
|------------|-------------|
| 1. 制定 | 昭和 50 年 |
| 2. 第 1 回改訂 | 昭和 54 年 |
| 3. 第 2 回改訂 | 昭和 58 年 |
| 4. 第 3 回改訂 | 平成 10 年 3 月 |
| 5. 第 4 回改訂 | 平成 13 年 4 月 |
| 6. 第 5 回改訂 | 平成 20 年 1 月 |
| 7. 第 6 回改訂 | 平成 24 年 1 月 |
| 8. 第 7 回改訂 | 平成 30 年 3 月 |
| 9. 第 8 回改訂 | 令和 4 年 3 月 |

(第 8 回改訂事項)

船舶検査の方法 附属書 H (工事又は整備等を行う事業場等の証明) の改正に伴う事項。

(船舶検査の方法の一部改正 平成 31 年 3 月 29 日付、国海査第 524 号の 2)

(船舶検査の方法の一部改正 令和元年 12 月 23 日付、国海査第 341 号の 2)

(船舶検査の方法の一部改正 令和 2 年 12 月 8 日付、国海査第 286 号の 2)

(船舶検査の方法の一部改正 令和 2 年 12 月 24 日付、国海査第 317 号の 2)

はじめに

一般社団法人日本船舶電装協会は船舶の電装工事に係わる技術・技能の向上を図るため、船舶の電気設備、GMDSS設備、航海用レーダー等の装備や整備工事に係わる5つの資格制度を設け、技術講習・検定試験を実施するとともに、既に資格を保有する方を対象に更新研修を実施しています。また、電装工事に係わる安全講習、新しい技術等についての調査研究、関連する技術情報の提供、会員事業者と船舶検査機関との間の連絡・調整、低利融資のサポート等の事業を公益財団法人日本財団の助成により実施しています。

我が国における船舶検査は、船舶安全法及び関連法令に基づき、地方運輸局等、日本小型船舶検査機構（JC I）及び一般財団法人日本海事協会（NK）（以下、検査機関という。）が実施しており、国は船舶検査の合理化を目的として、「船舶電機ぎ装工事」、「GMDSS設備の整備」及び「航海用レーダー等の装備及び整備」を行う事業場のうち、国が定める施設及び能力に係わる規定に適合している事業場を申請に基づいて審査して認定し、証明書を交付しています。この証明書を交付された事業場は一般に電装認定事業場と呼ばれていますが工事や整備を実施し、試験・検査等の成績書を検査機関に提出することにより、船舶検査官等による立ち会い検査の一部が省略できることとされています。これにより、工程管理が容易になり、受検業務を合理化でき、さらに顧客からの信頼向上を得ることができます。

国の証明を取得するための要件の一つとして、当協会による資格試験に合格した資格者を擁することが必要ですが、本書では資格の種類、取得方法から国の証明を受けるための要件、手続き等について、詳しく解説し、附録として関係通達、チェックシートの様式等を掲載しました。当協会は2018年3月に「資格制度のしおり」を発刊しましたが、2019年に国による電装認定事業場等の証明書の有効期限が5年と定められたため、本書ではこの改正を反映しました。船舶検査制度の根幹について規定している船舶安全法、関連法令、通達等につきましては、当協会が別途発行している「船舶電機設備工事関係法令・規則集」等を確認してください。

本書が多くの方に活用されることにより、多くの技術者・技能者が資格を取得し、電装認定事業場が増加して、我が国の船舶電装工事の技術水準が益々向上するとともに、合理的な船舶検査を通じて、我が国の船舶電装事業のみならず、海運・造船分野における安全性、経済性、快適性が向上し、発展を続けるよう期待いたしています。

目 次

I. 強電関係	I-1
1. 電気設備工事技術者の資格について	I-1
(1) 資格の種類とその対象業務	I-1
(2) 資格の取得方法	I-1
(3) 講習	I-6
(4) 講習の受講申込み	I-7
(5) 指導書の送付及び添削問題解答の提出	I-11
(6) 講習の修了	I-11
(7) 講習の修了証明	I-11
(8) 検定試験	I-13
(9) 検定試験の受験申込み	I-13
(10) 資格証明書及び資格証の交付	I-15
(11) 資格の有効期間及び資格の維持	I-16
(12) 資格更新研修	I-16
(13) 資格者に関する変更の届出	I-20
(14) 資格の取得と船舶電気ぎ装工事事業場	I-23
2. 電装認定事業場について	I-23
(1) 電装認定事業場とは	I-23
(2) 電装認定事業場になるためには	I-25
3. 「電装認定事業場の証明書」交付申請手続き	I-28
(1) 事業場設備等の実地調査・指導	I-28
(2) 実地調査・指導の申込み	I-28
(3) 「証明願」等の作成・提出	I-30
[参考]「電装認定事業場の証明書」交付申請手続き等の手順	I-31
4. 電装認定事業場の証明願等の記載要領	I-38
(1) 「証明願」(様式 1.14)の記載要領	I-38
(2) 「会社経歴書」(様式 1.15)の記載要領	I-39
(3) 「施設及び設備の詳細」(様式 1.16-1、1.16-2)の記載要領	I-40
(4) 「技能者及び作業員名簿」(様式 1.17)の記載要領	I-40
(5) 「工事实績」(様式 1.18)の記載要領	I-40
5. 「電装認定事業場の証明書」の書換申請について	I-41
(1) 工事区分を変更する場合(ランク変更)	I-41
(2) 事業場の名称又は所在地を変更する場合	I-44
6. 証明書の更新手続きについて	I-47
7. 「電装認定事業場の証明書」の再交付申請について	I-47
8. 電装認定事業場が守るべき事項	I-49
(1) 証明書の写しの送付	I-49
(2) 工事及び点検の方法等	I-49
(3) 変更等による届出	I-49
(4) 管海官庁の立入り調査	I-49

(5) 証明の失効及び取り消し	I-50
9. 船舶検査の方法 附属書 H	I-54
II. 弱電関係（無線設備）	II- 1
1. 無線設備装備技術者の資格について	II- 1
(1) 資格の名称とその対象業務	II- 1
(2) 資格の取得方法	II- 1
(3) 講習	II- 3
(4) 講習の受講申込み	II- 3
(5) 指導書の送付及び添削問題解答の提出	II- 3
(6) 講習の修了	II- 3
(7) 講習の修了証明	II- 3
(8) 検定試験	II- 5
(9) 検定試験の受験申込み	II- 5
(10) 資格証明書及び資格証の交付	II- 5
(11) 資格の有効期間及び資格の維持	II- 5
(12) 資格更新研修	II- 5
(13) 資格者に関する変更の届出	II- 5
(14) 資格の取得と GMDSS 設備サービス・ステーション	II- 5
2. GMDSS 設備サービス・ステーションについて	II- 6
(1) GMDSS 設備サービス・ステーションとは	II- 6
(2) GMDSS 設備サービス・ステーションになるためには	II- 8
3. 「GMDSS 設備サービス・ステーション（航海用具）の証明書」交付 申請手続き	II-10
(1) 事業場設備等の実地調査・指導	II-10
(2) 実地調査・指導の申込み	II-10
(3) 「証明願」等の作成・提出	II-10
〔参考〕「GMDSS 設備サービス・ステーションの証明書」交付申請手続き等 の手順	II-11
4. GMDSS 設備サービス・ステーション(航海用具)の証明願等の記載要領	II-17
(1) 「証明願」(様式 2.2)の記載要領	II-17
(2) 「会社経歴書」(様式 2.3)の記載要領	II-17
(3) 「施設及び設備の詳細」(様式 2.4)の記載要領	II-18
(4) 「責任者及び技術者の詳細」(様式 2.5)の記載要領	II-19
(5) 「GMDSS 設備等の整備実績」(様式 2.6)の記載要領	II-20
5. 「GMDSS 設備サービス・ステーションの証明書」の書換申請について	II-20
(1) 証明書の書換えを要する事項	II-20
(2) 書換申請書の記載方法等	II-20
6. 「GMDSS 設備サービス・ステーションの証明書」の再交付申請について	II-21
7. 「GMDSS 設備サービス・ステーションの証明書」の 有効期限と更新手続きについて	II-24

8.	GMDSS 設備サービス・ステーションになった場合を守るべき事項	II-24
(1)	証明書の写しの送付	II-24
(2)	検印の作製・管理	II-24
(3)	装備工事及び整備の方法	II-24
(4)	試験及び検査の方法	II-24
(5)	整備記録の提出	II-25
(6)	書類の保管	II-25
(7)	変更等による届出	II-25
(8)	管海官庁の立入り調査	II-25
(9)	証明の失効及び取り消し	II-26
III.	弱電関係（航海用レーダー等）	III- 1
1.	航海用レーダー等装備技術者の資格について	III- 1
(1)	資格の名称とその対象業務	III- 1
(2)	資格の取得方法	III- 1
(3)	講習	III- 3
(4)	講習の受講申込み	III- 3
(5)	指導書の送付及び添削問題解答の提出	III- 3
(6)	講習の修了	III- 3
(7)	講習の修了証明	III- 3
(8)	検定試験	III- 5
(9)	検定試験の受験申込み	III- 5
(10)	資格証明書及び資格証の交付	III- 5
(11)	資格の有効期間及び資格の維持	III- 5
(12)	資格更新研修	III- 5
(13)	資格者に関する変更の届出	III- 5
(14)	資格の取得と航海用レーダー等装備・整備事業場	III- 5
2.	レーダー等認定事業場について	III- 6
(1)	レーダー等認定事業場とは	III- 6
(2)	レーダー等認定事業場になるためには	III- 8
3.	「レーダー等認定事業場の証明書」交付申請手続き	III-10
(1)	事業場設備等の実地調査・指導	III-10
(2)	実地調査・指導の申込み	III-10
(3)	「証明願」等の作成・提出	III-10
	〔参考〕「レーダー等認定事業場の証明書」交付申請手続き等の手順	III-11
4.	レーダー等認定事業場の証明願の記載要領	III-20
(1)	「証明願」（様式 3.2）の記載要領	III-20
(2)	「会社経歴書」（様式 3.3）の記載要領	III-20
(3)	「施設及び設備の詳細」（様式 3.4）の記載要領	III-21
(4)	「責任者及び技術者の詳細」（様式 3.5）の記載要領	III-22
(5)	「レーダー等工事实績」（様式 3.6）の記載要領	III-23
5.	「レーダー等認定事業場の証明書」の書換申請について	III-23
(1)	証明書の書換えを要する事項	III-23

(2) 書換申請書の記載方法等	Ⅲ-23
6. 「レーダー等認定事業場の証明書」の再交付申請について	Ⅲ-26
7. 「航海用レーダー等の装備工事及び整備事業場の証明書」の有効期限と更新手続きについて	Ⅲ-28
8. レーダー等認定事業場になった場合に守るべき事項	Ⅲ-28
(1) 証明書の写しの送付	Ⅲ-28
(2) 検印の作製・管理	Ⅲ-28
(3) 装備工事及び整備の方法	Ⅲ-28
(4) 装備・整備点検及び試験・検査の方法	Ⅲ-28
(5) 装備・整備記録の提出	Ⅲ-29
(6) 書類の保管	Ⅲ-29
(7) 変更等による届出	Ⅲ-29
(8) 管海官庁の立入り調査	Ⅲ-30
(9) 証明の失効及び取り消し	Ⅲ-30

IV. 付 録

(注) 付録の詳細は付録目次に記載

1. 船舶検査の方法（電気ぎ装工事関係）（抜粋）	IV- 1
2. 船舶検査の方法（GMDSS 設備関係）（抜粋）	IV- 27
3. 船舶検査の方法（航海用レーダー等関係）（抜粋）	IV- 60
4. 日本小型船舶検査機構（JCI）による検査	IV- 93
5. 日本海事協会（NK）による検査	IV-135

V. チェックシート等の様式

(注) チェックシートの詳細はチェックシート等の様式目次に記載